平成２２年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	１９	府 省 庁 名　　経済産業省

対象税目	個人住民税　法人住民税　事業税　事業税（外形）　不動産取得税　固定資産税　事業所税　その他（　　）
要望項目名	外形標準課税の資本割の課税標準特例の恒久的措置
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 無償減資又は資本準備金を取り崩し、欠損填補に充当した場合に、当該金額について外形標準課税の資本割の課税標準である資本金等の額から控除する。 ・特例措置の内容 特例措置について、期限を設けることなく恒久的な措置とする。
関係条文	地方税法　第７２条の２１ 附則第９条第４項、同条第１３項
要望理由	外形標準課税資本割の課税標準は、法人の事業規模を表すものとして法人税法上の「資本金等の額」をもとに算定することとされているところ、当該「資本金等の額」は、欠損填補を実施した場合においても何ら変化しない取扱いとなっている。この意義は、株主の拠出した額と法人が獲得・留保した額との区分の重要性からなされたものであり、法人の事業活動規模に課税するとの外形標準課税の考え方とは関係が薄い。 欠損填補は事業再生局面に行われるが、担税力に乏しい者に過度の負担を強いることは適切ではない。また、実際の事業活動規模と課税標準の乖離は永久に継続するため、租税特別措置が切れた際に課税額が増大するなど、将来の課税見通しが不透明なものとなっている。 特に、平成 20 年度以降、世界的な金融危機による我が国の経済成長のマイナスへの転化、倒産件数や負債総額の急増など企業を取り巻く経営環境は大きく変化し、事業再生のニーズが急速に高まっており、今年に入ってから欠損填補の件数が急速に増加していることから、本措置については恒久化する時期に来ている。
減収見込額	（初年度）　　（平年度）　７，８７６　　（単位：百万円）
地方税以外の措置　既存	・国税　　・融資、補助金その他
地方税以外の措置　22年度の要望	・国税　　・融資、補助金その他
過去の要望経緯	平成１６年度：新設要望 平成１８年度：拡充要望 平成２０年度：拡充要望
本要望に対応する縮減案	